

【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市

◎野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市

協力日数算定シート

記載例

- ・ 県からの要請に協力した日について、以下の各表にチェックを入れてください。
- ・ なお、定休日の場合は「定休日」と記載してください。

4月20日～4月27日分

- ・ 「4月27日を含む連続した期間」であって、県からの要請に御協力いただいた日数分を支給します。
- ・ 定休日は、「4月27日を含む連続した期間」であれば「協力日数」に含めることができます。

| 4月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---------|---------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
| | | | 20 ✓ | 21 | 22 ✓ | 23 ✓ 定休日 | 24 ✓ |
| | 25 ✓ | 26 ✓ | 27 ✓ | 4月27日を含む連続した期間 | | | |

協力日数①

6 日

↓

申請書の【申請額】欄の「協力日数」に記載してください。

(注) 上記の場合、20日は「4月27日を含む連続した期間」ではないため、協力日数に算入できません。なお22日は、23日が定休日のため「4月27日を含む連続した期間」となることから、23日とともに協力日数に算入できます。

4月28日～5月11日分

- ・ 4月28日～5月11日については、全期間御協力いただいた場合、14日分を支給します。
- ・ ただし、4月28日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、5月1日までに県からの要請に御協力いただいた場合、11日分を支給します。
- ・ 定休日も協力日数に含めることができます。

| 4 ～ 5月 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|--------|---------|---------|--------|--------|----------------|--------|
| | | | | 28 | 29 | 30 ✓ 定休日 | 1 ✓ |
| | 2 ✓ | 3 ✓ | 4 ✓ | 5 ✓ | 6 ✓ | 7 ✓ 定休日 | 8 ✓ |
| | 9 ✓ | 10 ✓ | 11 ✓ | | | | |

協力日数②

11 日

↓

申請書の【申請額】欄の「協力日数」に記載してください。

(注) 上記の場合、定休日である30日から協力を開始しているため、「28日から協力を開始できなかった場合でも、5月1日までに要請に協力した場合」に該当し、協力日数は11日となります。